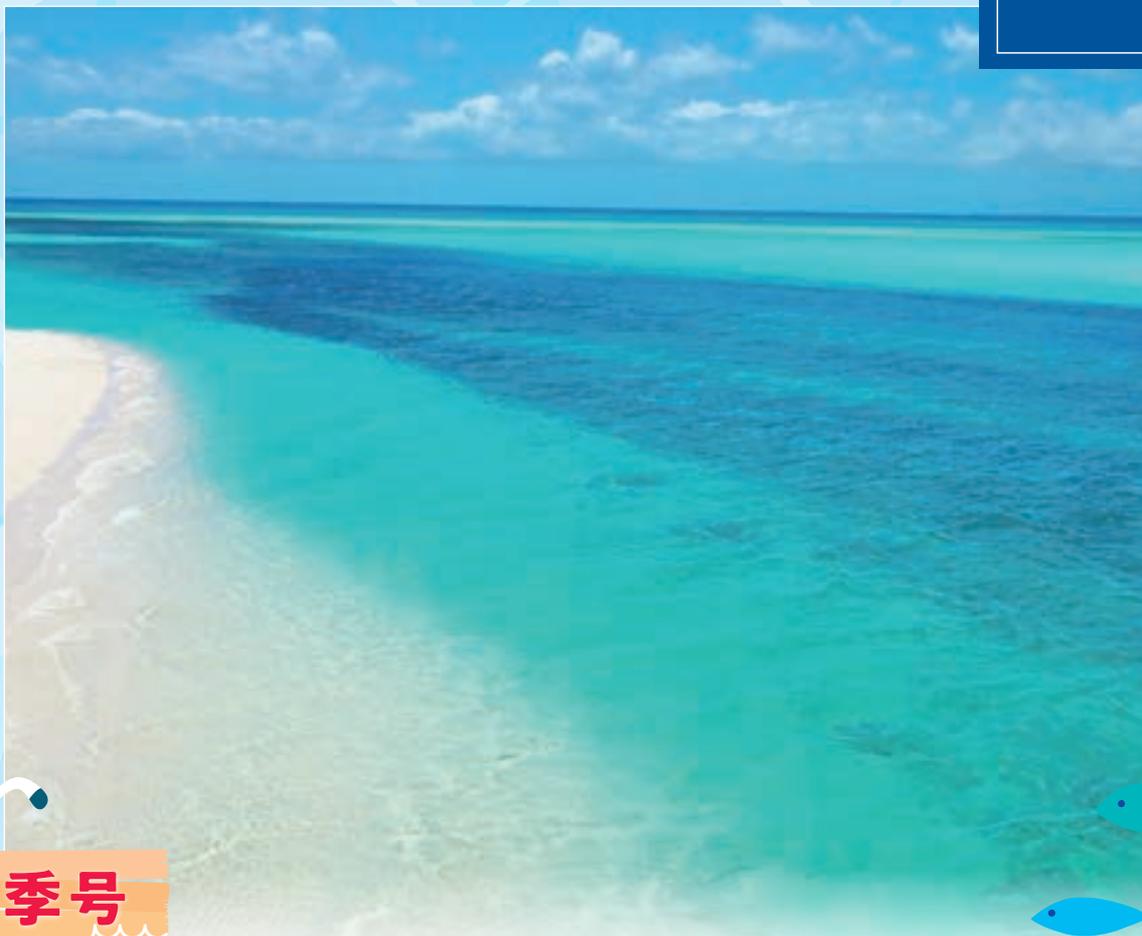


環境と産業の未来のために

No.
107
2022.7 vol.30



夏季号

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

| 以史為鑑、面向未来

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団常務理事 青山 周

| 2050年カーボンニュートラルに向けた取組

環境省 地球環境局総務課長 小笠原 靖

| サステイナブルな資本主義の実践に向けた連携を

日本経済団体連合会常務理事 岩村 有広

| はじめまして 資源循環企画推進部です

| 「盛土緊急対策事業」

～環境省における支援及び財団における対応等～

| 経営戦略セミナー

ライブ&アーカイブ配信 会員募集中

| 産業廃棄物処理助成事業

(令和5年度助成事業 募集要項)

| 都道府県の産廃対策〔39〕 宮崎県



CONTENTS

○産廃振興財団から 以史為鑑、面向未来	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団常務理事 青山 周	03
○環境省から 2050年カーボンニュートラルに向けた取組	環境省地球環境局総務課長 小笠原 靖	04
○関連団体から サステナブルな資本主義の実践に向けた連携を	日本経済団体連合会常務理事 岩村 有広	05
○資源循環企画推進部 はじめまして 資源循環企画推進部です		06
○盛土緊急対策事業 「盛土緊急対策事業」～環境省における支援及び財団における対応等～		09
○経営戦略セミナー 経営戦略セミナー ライブ&アーカイブ配信 会員募集中		12
○再生品認証 再生品認証業務(進捗状況)		14
○助成事業 産業廃棄物処理助成事業(令和5年度助成事業 募集要項)		15
○都道府県の産廃対策[39] 優良な産廃処理事業者を増やしていくための取組について 宮崎県		18
○産廃懇話会 環境行政の振り返りから今後への期待		23
○出版案内 誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(改訂9版)		25
○財団のうごき 理事会・評議員会を開催		26
○ニューフェイス 田口知孝(適正処理対策部)		28
○産業廃棄物処理業経営塾 第18期(令和4年度)開塾!!		29
○産業廃棄物処理業経営塾OB会 OB会企業紹介	(株)ケイ・エム環境・新英エコライフ(株)	31
○四方山話 技術立国日本を支えるジュニアを育てよう!	開発化学工業(株) 松菱 則嗣	35

表紙画像：ニューカレドニアのウベア島

以史為鑑、面向未来



公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
常務理事

青山 周

今年12月に財団は設立30周年を迎えます。

財団の設立や運営にご支援、ご協力をいただきました皆様に謹んで御礼申し上げます。

この30年に企業経営をめぐる状況は大きく変化しましたが、なかでも環境という課題に対する経営姿勢は変貌を遂げました。

ちょうど30年前に地球サミットが開催され、人類共通の課題として地球環境問題が取り上げられるようになりました。わが国において長期にわたり公害の克服が大きな課題でしたが、地球サミットを契機として企業は国内において世間に対して迷惑をかけないという内向きの経営姿勢から脱皮し、地球環境の改善に貢献するというポジティブな経営へと進化する道が開かれ、その後、グローバル企業が率先して海外の企業の動きを視野に入れつつ積極的な「環境経営」に傾斜していきました。地球サミットを翌年に控えた1991年、経団連は地球環境憲章を公表、地球環境改善に貢献する姿勢をいち早くアピールしましたが、こうした動きを機敏にキャッチした経団連の主力企業は自らの環境憲章を次々に打ち出していきました。

その後経団連は温暖化や廃棄物に関する自主行動計画をスタートさせる一方で、自然保護協議会を立ち上げるなど、現在、まさに政府と経済界が重要な環境課題に位置付けている「循環経済」、「脱炭素」、「ネイチャーポジティブ」に係る企業行

動の基礎を創り上げました。

財団では、今年の10月31日に30周年を記念したシンポジウムを経団連会館にて開催いたします。テーマは「廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラル」。循環経済と脱炭素をどのように進めていくかについて、産官学の有識者によるパネルディスカッションを行う予定です。

産業廃棄物処理の分野に浸透できていないネイチャーポジティブをどう普及させていくかも課題であり、財団として今後取組みを強化させていくべき分野と考えております。

財団が環境省やJESCOから委託を受けているPCB廃棄物処理にかかわる事業や産廃特措法に基づく支障除去事業は終焉を迎えようとしており、財団の新たな主力事業の早期確立が求められております。

「以史為鑑、面向未来」

歴史を鑑として未来に向かう。中国が日中関係などにおいてよく使用する言葉ですが、歴史から学びとれる者が未来のチャンスをつかむことができるのだと筆者は理解しています。

今まで財団がたどってきた道をしっかりと踏まえ、危機意識と緊張感をもって世界の経済と社会の変化を先取りして新たな事業に立ち向かいたいと考えておりますので、さらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

2050年カーボンニュートラルに向けた取組



環境省 地球環境局総務課長
小笠原 靖

常日頃、産業廃棄物処理における温暖化対策に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

2050年カーボンニュートラルに向けた取組は、社会経済の姿を大きく変えていくこととなります。再エネ、原子力、水素・アンモニア、CCS等による「エネルギーの脱炭素化」、水素還元製鉄等による「産業の脱炭素化」、ZEH・ZEBや電動車等による「くらしの脱炭素化」、航空燃料のSAF化等による「運輸の脱炭素化」など、社会のあらゆる側面で脱炭素化が求められます。

廃棄物分野においては、2019年度において4000万トン、我が国の温室効果ガス排出量の3.3%の温室効果ガスが排出されています。現時点では必ずしも大きな割合ではありませんが、今後、国全体で排出を減らしていく中、川下段階であるがゆえの対策の困難さを踏まえ、資源循環全体を見渡し、先を見通しつつ対策を進めていく必要があります。

廃棄物分野の温室効果ガス排出については、廃プラ・廃油の焼却や原燃料利用が大きな割合を占めていますが、プラスチックについては、プラスチック資源循環法に基づき3Rを徹底するとともに、バイオマスプラスチックの普及を促進することが必要です。廃油については、今後とも廃潤滑油が一定程度発生し続けることが見込まれるため、

廃潤滑油の基油へのマテリアルリサイクルや、基油や溶剤のバイオマス化といったことも検討課題です。

処理段階においては、有機性廃棄物のメタン発酵による循環利用、有機性廃棄物の埋立回避によるメタン発生抑制、外部供給も含めた廃棄物発電や熱供給の取組が重要です。

処理施設・設備の脱炭素化としては、省エネの徹底、再エネの導入、助燃燃料の削減、収集車両の電動化といった対策が重要です。

TCFDをはじめとしたESG金融の流れの中、廃棄物を排出する企業は、投資家・金融サイドから、サプライチェーン全体のカーボンニュートラルへの戦略を問われています。そうした企業は、廃棄物処理を委託する際にも、廃棄物処理業者に対し、自社の排出した廃棄物に関する温室効果ガス排出削減対策を問うでしょう。

産業廃棄物処理業者の皆様におかれましては、処理を受託する立場等の制約がある中で大変ではありますが、国全体として上記のような流れで取り組んでいることを踏まえ、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

サステイナブルな資本主義の 実践に向けた連携を



日本経済団体連合会
常務理事

岩村 有広

本年6月に経団連常務理事に就任いたしました岩村です。

経団連では、就任2年目を迎えた十倉会長のリーダーシップのもと、わが国経済界が為すべきは「サステイナブルな資本主義」の実践であるとの方針を打ち出しました。この背景には、行き過ぎた株主資本主義や市場原理主義への傾注が地球環境や生態系の破壊、格差の拡大・再生産などをもたらしたことへの問題意識があります。加えて、新興感染症の蔓延や頻発する自然災害、資源・食糧価格の高騰を受けたエネルギー・食料安全保障への対応の重要性も増しているという危機感もあります。

「サステイナブルな資本主義」の実践に際しては、とくに地球規模での環境問題への貢献を重視することが不可欠と考えています。本年5月には、2050年カーボンニュートラル(CN)と、温室効果ガスの2030年度46%削減の実現に向けて「経済と環境の好循環」を創出しながら、経済社会全体の変革である「グリーントランスフォーメーション(GX)」を推進するため、GXに係る多様な論点についての経団連の考え方をとりまとめて公表しました。このなかで、GXは「サステイナブルな地球環境」の実現はもとより、投資主導で経済拡大を目指す成長戦略の中核であることを打ち出すとともに、GXへの挑戦を通じて産業競争力を強化し、世界をリードする決意を表明しています。

成長戦略として位置付ける考え方は、資源循環分野への取組みにおいても変わることはありません。国内に資源が乏しいわが国にとって、資源制約を克服する観点から、また昨今の国際情勢にみる経済安全保障上の観点からも、循環型社会の形成推進はますます重要性を高めていくものと考えます。また今後は、資源循環への取組みを通じたカーボンニュートラルへの貢献といった新たな課題への注目も高まると予想しています。経団連では、45業種の参加を得て実施している「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進し、引き続き、最終処分場のひっ迫の解消や海洋プラスチックごみ問題の解決等に貢献していく所存です。また、国際的に関心が高まっているサーキュラー・エコノミーの推進については、環境省、経済産業省とともに設立したJ4CE(Japan Partnership for Circular Economy: 循環経済パートナーシップ: 略称ジェイフォース)の活動を通じた官民連携強化に努めてまいります。

経団連は、廃棄物の適正処理の徹底は事業活動の前提と位置付けており、今後も重視していく所存です。産業廃棄物処理事業振興財団の加藤理事長をはじめご関係各位、そして優良な処理事業者の皆様におかれましては、「サステイナブルな資本主義」の実践による持続可能で豊かな未来社会の確立に向けて、一層のご連携をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

に係る検討についてご相談がございましたら下記
問合せ先へのご連絡をお待ちしています。

【問合せ先】

資源循環企画推進部

suishin-team@sanpainet.or.jp

◇産廃情報ネット

～行政情報検索システムの運用開始～

環境省ホームページ「産業廃棄物処理業者の情報」の行政情報検索システムの・処理業者情報検索、・許可取消処分情報、の両検索システム機能を産廃情報ネットに移転し、

- ・産業廃棄物処理業許可 行政情報検索システム
- ・産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報

として令和4年6月末より「さんぱいくん」及び「優良さんぱいナビ」とともに4種類の情報検索が可能となりました。図3に行政情報の流れ、図4に新しい産廃情報ネットTOP画面を示します。

行政情報検索システムの移転に伴い、優良認定有無の検索・表示機能、並びに、検索結果からリンクによりさんぱいくんの産廃処理業者情報を閲覧する機能を追加しています。利用者皆様の関連情報検索にご使用いただくとともに更なる利便性向上につながることを期待しております。

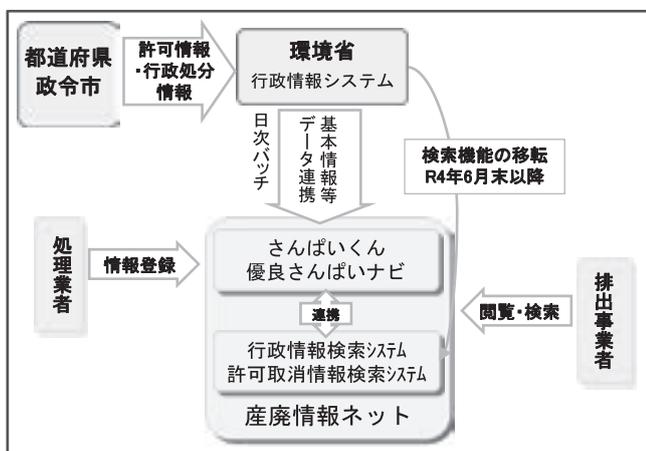


図3 産廃情報ネット 許可情報掲載の流れ

～行政情報システムデータ連携～

産廃情報ネットは、平成12年に許可業者検索システムを構築し、平成23年度からはこの許可情報を基にして優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者情報を提供してきました。優良認定業者以外の産業廃棄物処理業の許可情報は、処理業者様のご協力による「さんぱいくん」への任意での登録（約6千業者）でしたが、令和3年10月に環境省産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携を開始し現在は「さんぱいくん」において、全国の許可（約11万業者、約23万許可）の状況を閲覧することが可能です。

～データ連携後のさんぱいくんの登録情報～

データ連携後は、許可に関する基本情報（許可番号、許可主体、業区分、固有番号、業者名、代表者名、住所、許可品目、許可年月日、許可期限日、優良認定の有無等）の最新情報が登録されています。なお、「さんぱいくん」では以前から処理業者様が情報登録されている場合は詳細な情報が多く、閲覧できます。

処理業者の皆様には、この機会に、公表情報が許可証記載内容と不整合がないよう改めてご確認をお願いするとともに、基本情報以外の情報（許可証の写し、施設情報等）についてもぜひ積極的に登録いただき、排出事業者様等への情報発信、関係強化による適正処理の推進にご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

産廃情報ネット運営事務局

info@sanpainet.or.jp

産廃情報ネット

さんぱいくん



都道府県・政令市から提供された全国の処理業者情報や、処理業者が登録した会社情報、許可証の写し等の詳細情報を検索・閲覧することができます。

産業廃棄物処理業許可 行政情報検索システム



都道府県・政令市から提供された全国の処理業者情報から、許可番号、許可期間、優良認定の有無等の基本情報を簡易に検索・閲覧することができます。

優良さんぱいナビ 優良産廃処理業者ナビゲーションシステム



優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた処理業者に関する情報を検索・閲覧することができます。処理業者が登録した情報を掲載しています。

産業廃棄物処理業・処理施設 許可取消処分情報



都道府県・政令市から提供された産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可の取消処分情報を検索・閲覧することができます。

処理業者ログイン
情報登録・編集

排出事業者ログイン
メール配信等登録

図4 産廃情報ネット TOP画面

◇助成事業

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。産廃廃棄物処理分野において新技術開発等を行う処理業者様等に対して当該開発等

に要する経費を補助する事業です。

令和5年度の助成事業については本号p.15～掲載の内容(期間、対象者、問合せ先等)をご覧ください。多数の応募をお待ちしております。

【問合せ先】

資源循環企画推進部 zaidan@sanpainet.or.jp

盛土緊急対策事業

「盛土緊急対策事業」

～環境省における支援及び財団における対応等～

産業廃棄物処理事業振興財団

はじめに

環境省では、図1に示すとおり、盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条で定める市(以下「都道府県等」という。)が実施する調査及び支障除去等事業に対して支援(国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施)を行う。

環境省における「盛土緊急対策事業」

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の調査及び支障除去等事業を支援する(国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施)。

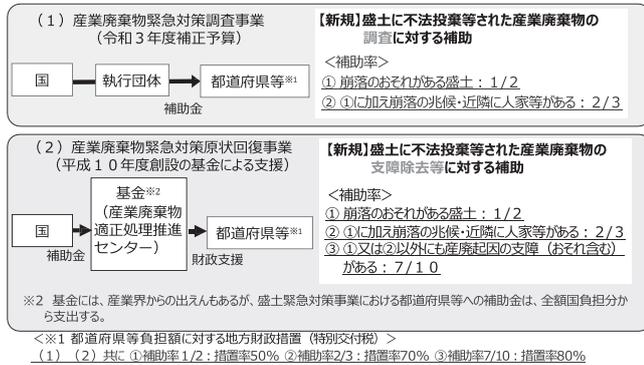


図1 支援事業の概要(資料：環境省)

支援の対象となる危険盛土は、国土交通省の防災・安全交付金における「社会資本総合整備計画」、農林水産省の農山漁村地域整備交付金における「農山漁村地域整備計画」、または内閣府の沖縄振興公共投資交付金における「農山漁村地域整備計画」において、盛土緊急対策事業を実施することが位置づけられた盛土である。

また、盛土緊急対策事業のそれぞれの事業の流れは、図2に示すとおりである。

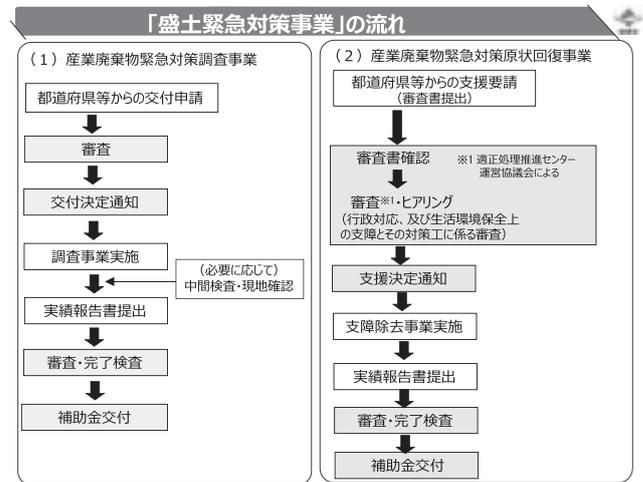


図2 盛土緊急対策事業の流れ(資料：環境省)

以下に、それぞれの事業の概要を示す。

(1) 産業廃棄物緊急対策調査事業 (令和3年度補正予算)

令和3年8月から実施されている盛土の総点検で確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助するため、環境省は、令和3年度補正予算の産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金により、産業廃棄物緊急対策調査事業を間接補助事業として実施することとなった。

当財団は、環境省の公募に対し、補助金の執行団体として応募し、採択された。

当財団では、当該補助金の交付要綱及び実施要領に基づき、交付規程等を制定し、令和4年5月13日から、都道府県等への公募を開始している。

本事業の概要は次のとおりである。

1) 対象事業

ア 対象事業の要件

盛土の総点検で確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等が実施する盛土における産業廃棄物の不法投棄等に係る調査を行う事業

イ 対象事業の範囲

事業のうち、必要な事務費、試掘、測量、廃棄物性状分析、臭気分析、可燃ガス分析、保有水分析、周縁土壌分析等

2) 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できるのは、都道府県等である。

3) 補助金の交付額

原則、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額を交付額上限とする。

ア 1/2

イ アの事業のうち、以下の要件をすべて満たす盛土に混じった産業廃棄物については2/3

- ①盛土の一部崩落等、地盤の亀裂、湧水等、外形的な変状が生じていて、被害を及ぼすおそれがあると認められること。
- ②行為者等に対して、勧告、命令等の行政指導等が行われていること。
- ③盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められること。

- ・ 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道及びその他の公共施設のうち重要なもの
- ・ 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
- ・ 人家10戸以上
- ・ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

4) 補助事業期間

本事業は、令和3年度補正予算により実施され、令和4年度末までに事業を完了する予定のため、原則として、交付申請書の提出期限が令和5年1月31日、補助事業期間が令和5年3月10日までとなっている。

したがって、事業期間内に完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

(2) 産業廃棄物緊急対策原状回復事業（平成10年度創設の基金による補助）

平成10年度より実施してきた既存の原状回復事業に加え、新規に産業廃棄物緊急対策原状回復事業を実施することとなった。

なお、基金には産業界からの出えんもあるが、産業廃棄物緊急対策原状回復事業の補助金は、全額国庫負担分から支出する。

本事業の概要は次のとおりである。

1) 交付の対象

「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（3農振第1295号、3林整治第722号、国総公第80号、国都安第29号、国都計第68号、国水砂第167号、環自国発第2108112号及び環循規発第2108113号）に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下「総点検」という。）により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土に混ざった産業

廃棄物について都道府県等が行う原状回復事業のうち、2)の要件を満たすもの。

2) 交付対象の要件

この事業は、都道府県等が実施する次の原状回復事業を対象とする。

- ・都道府県等が支障の除去等の措置を行う産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)の一部の施行の日(平成10年6月17日)以降に不適正に保管、収集、運搬または処分された産業廃棄物であること。
- ・行為者が不明や資金不足の場合等行為者等の負担を追及することができない不法投棄物の除去等を行うものであること。
- ・不適正に保管、収集、運搬または処分された産業廃棄物が生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると都道府県等により判断されたものであること。
- ・都道府県等の行政対応に次のような大きな

問題があることが確認されないものであること。

- ①不法投棄又は不適正処理の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案
- ②支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続させることによって、改善状況が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
- ③措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年も時間を費やしているような事案

3) 出えんの割合

出えん金の交付額は、都道府県等が行う原状回復に要する費用のうち、表1の①に示す原状回復の種類に対し、それぞれ②に掲げる割合となる。

表1 産業廃棄物緊急対策原状回復事業に関する原状回復の種類と原状回復に要する費用に対する割合

①原状回復の種類	②都道府県等が行う原状回復に要する費用に対する割合
一 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定)中、イ-13-(1)③、ロ-13-(1)③ 盛土緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知)別紙12-2(盛土緊急対策事業に係る運用)、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号)別紙17(盛土緊急対策事業に係る運用)のいずれか(以下この表において「対象事業」という。)に係る基礎額が費用の1/2であるもの(三に該当するものを除く。)	2分の1以内
二 対象事業に係る基礎額が費用の2/3であるもの(三に該当するものを除く。)	3分の2以内
三 対象事業であって、盛土に混ざった産業廃棄物に起因して、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるもの	10分の7以内

経営戦略セミナー ライブ&アーカイブ配信

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

廃棄物・資源循環分野においては、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現さらにはプラスチック資源循環法やDXへの対応など、高度で多岐にわたる経営課題への取組が求められています。

本セミナーでは、環境・資源循環分野など各分野の第一線で活躍されている講師陣によるオンラインセミナーに加え、施設見学や各種交流会など様々なカリキュラムも用意し皆様の経営課題解決に役立つ内容となっています。

会員対象：産業廃棄物処理業者・排出事業者・その他産廃関連事業者等

視聴方法：Webex 他

会費：110,000円(税込)／年

※原則、毎月2回のセミナーのほか会員の皆様に役立つサービスをご提供いたします。

主催：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

後援：(公社)全国産業資源循環連合会

【申込方法】

WEB上の入会申込書に必要事項を記入しファイルをメールで送信または郵送してください。

アドレス：keiei-sodan@sanpainet.or.jp

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10F

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 業務部

【詳細・入会申込書】

<https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=27>



【問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 業務部 電話03(4355)0155

●○○●●「経営戦略セミナー」開催スケジュール表(2022年8月以降)●○○●●

開催日	内容	
2022/8/19 13:30~	講師	(株)日本M&Aセンター M&Aアドバイザー 針田 大也 氏
	テーマ	「廃棄物処理業界の中小企業M&A」の仕組み及び注意点について解りやすく解説
2022/8/24 13:30~	講師	(公財)日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 課長 清水 健太郎 氏
	テーマ	「プラスチックリサイクルの現状と課題 及び リチウムイオン電池発火事故について」解りやすく解説
2022/9/2 13:30~	講師	東海大学 政治経済学部 経済学科 教授 細田 衛士 氏
	テーマ	新しい静脈ビジネスの在り方 ~循環経済とカーボンニュートラルの両立をめざして~
2022/9/13 13:30~	講師	経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 課長補佐(総括担当) 吉川 泰弘 氏
	テーマ	サーキュラー・エコノミー、プラスチック資源循環促進法、カーボンニュートラルなど、環境分野の重要な政策方針の最新状況を解説
2022/10/19 13:30~	講師	(株)環境と開発 代表取締役 田邊 陽介 氏
	テーマ	脱炭素社会における産業廃棄物処理施設整備の方向性
2022/10/24 13:30~	講師	キヤノン(株)サステナビリティ推進本部 理事 顧問 古田 清人 氏
	テーマ	「キヤノンの環境の取り組みと資源循環」 電機電子業界を取り巻く環境法規制の動向とキヤノンの環境目標、方針、資源循環についての取り組みについて説明
2022/10/26 13:30~	講師	(公社)全国産業資源循環連合会 会長 永井 良一 氏
	テーマ	業界の地位向上を目指す全産連の取組について
2022/11/15 13:30~	講師	早稲田大学 理工学術院 大学院 環境・エネルギー研究科 教授 博士(工学) 小野田 弘士 氏
	テーマ	カーボンニュートラル・循環経済・Society 5.0に関連する最新動向 ~廃棄物処理・資源循環分野での取り組みを中心として~
2022/11/22 13:30~	講師	(一社)日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物部会 副部会長 高橋 昌宏 氏
	テーマ	廃棄物処理にかかわる建設業界の取組み
2022/12/6 13:30~	講師	(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事 森谷 賢 氏
	テーマ	産業資源循環の課題と方向
2022/12月	講師	クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(予定)
	テーマ	プラスチックリサイクルにかかわる排出事業者と処理業者との意見交換会

以降も月2回程度開催予定

再生品認証業務(進捗状況)

本業務は、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて建設資材等として製造されたものを対象に、製造者、製造管理、保管・出荷管理、品質管理、原材料・製品の品質、製品の利用の確実性に関する審査をし、すべての項目で妥当と判断されたものについて有価物該当性の認証を行うものです。

認証を得ることで、再生品の製造段階で有価物と判断され、再生品に廃棄物の保管基準がかからない、再生品を他の都道府県等の建設工事に搬出する際に廃棄物搬入事前協議の対象にならない、埋立処分費削減等による増収が期待できるといった利点に加え、資源循環に寄与する再生品製造者として認知されることとなります。こうしたことから、昨年8月の事業開始以降、認証は次のとおりに進んでいます。

○認証案件 再生碎石2件(2022年6月現在)

- 1) 成友興業(株)城南島第一工場内破碎施設で製造される再生碎石(RC-40、2,490m³)を東京都内の建設工事で利用するもの。(2021年12月27日認証)
- 2) 1)と同じ施設で同様の製造管理のもとで製造される同品質の再生碎石(RC-40、



実地審査：工場内(左)、再生碎石RC-40(右)
(2021年11月30日)

616m³)を東京都内の別工事で利用するもの。(2022年6月2日認証)

○申請受理(審査中)案件 建設汚泥処理土2件(2022年6月現在)

本認証は製造・品質管理の審査を伴うものですがISO9001や同14001を取得している事業者であれば既存の管理システムを用いることができるため認証を得ることは比較的容易です。それ以外の方々にあっても、審査時に構成する審査チームが必要事項を助言しながら審査を進めますので認証を得ることは十分可能です。

資源循環推進のため、廃棄物処理業の方々を始め工事発注関係者へ引き続き本業務の周知を図って参ります。また、本業務の認証対象の拡大や、別途のリサイクル推進方法に関する検討も進めます。

お問合せ先

調査認証チーム(再生品認証担当) 山脇、小野、片山

TEL ; 03-4355-0155 FAX ; 03-4355-0156 Email ; saiseihin@sanpainet.or.jp

本事業の詳細は当財団ホームページ(下記URL)に掲載しています。

URL ; <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=43>

募集

産業廃棄物処理助成事業

(令和5年度助成事業 募集要項)

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

助成事業の概要

当財団では、平成4年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が行う不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)に対する資金面の支援及びPCB等処理事業への支援を行う「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。当財団がこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として実施することとしています。具体的には、**産業廃棄物に関する3Rの技術開発**につながる**環境負荷低減技術の開発**及び**既存の高度技術を利用した施設整備**やその**起業化**、農林漁業バイオ燃料法第7条第2項に規定する認定研究開発事業計画に従って行う研究開発事業(以下「**バイオ燃料認定研究開発事業**」という)、小型家電リサイクル法第10条第1項に規定する認定計画に従って行う研究開発(以下「**小型家電リサイクル認定研究開発事業**」という)に対して助成するものです。さらに今回から、プラスチック資源循環促進法第10条第1項に規定する認定プラスチック使用製品に関する研究開発、同法40条第4項に規定する認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う研究開発及び同法49条第4項に規定する認定再資源化事業計画に従って行う研究開発(以下「**プラスチック資源循環認定研究開発事業**」)についても助成対象とします。これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としてします。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業、小型家電リサイクル認定研究開発事業及びプラスチック資源循環認定研究開発事業を行う者は③のみとします。

①産業廃棄物の処分を業として

行う者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の産業廃棄物処分業許可の取得者)又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として助成事業の交付証が授与される前に許可を取得していること)。

ただし、次のア～ウに該当

する者についても申請可能とします。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3

(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者。

②従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。

③過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。

④原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、1社のみによる申請だけでなく、様々な専門的技術を有した外部組織との連携による事業の申請も可能です。ただしこの場合は、①、②については代表者がこの条件を満たしていること、③については関係者全員がこの条件を満たしていることが必須となります。

また、助成事業として決定された場合は、産廃情報ネットによる情報公表を行っていただきます。

2. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～

⑥とします。

①3Rに関する技術開発事業又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」という)

②高度技術を利用した3R又は

高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設」という)

③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」という)

④バイオ燃料認定研究開発事業

⑤小型家電リサイクル認定研究開発事業

⑥プラスチック資源循環認定研究開発事業(今回から新たに加わりました)

※産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含まれます。

※⑥の事業については、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたばかりであることから認定を受ける見込みである事業も対象としますが、その場合は事前に事務局までご相談下さい。

3. 助成の概要

(1)助成事業の実施期間

原則として、令和5年4月から1年以内とします。ただし、対象となる事業のうち、①、②、④、⑤及び⑥について、2年間継続して申請することも可能です。

(2)年間助成額

①技術開発 最高500万円

②高度技術施設 最高500万円

③起業化調査 最高50万円

④バイオ燃料認定研究開発事業 最高500万円

⑤小型家電リサイクル認定研究

開発事業 最高500万円

⑥プラスチック資源循環認定研究開発事業 最高500万円

2年間継続して採用された事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

(3)助成率

対象となる事業のうち、①、②、④、⑤及び⑥については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、③については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(4)助成の決定

令和4年度末に開催される助成事業運営委員会での審査結果に基づき、本財団理事長が助成事業を決定します。

なお、2年間継続して助成事業を希望される場合、2年目の申請の際も申請書と現地調査による選考を行います。

(5)成果の報告

助成が決定した事業の申請者は、助成事業終了後2ヵ月以内に当財団へ成果報告書を提出していただきます。また、その後4年間は年に1回、助成事業による成果の活用状況等について報告していただきます。

4. 選考

(1)助成事業運営委員会

委員会は、学識経験者、関係団体、マスコミ等の6名で構成します。

(2)各事業の評価項目の目安

主に新規性、優秀性、事業性、実施体制及び実施方法等について評価します。

5. 応募手続き

(1)申請に必要な書類(各1部)

- ①助成事業申請書類(様式及び申請書)
- ②会社説明書(定款の記載されたもの)
- ③産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(複数の都道府県・政令市で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となり、かつ申請書に記載した内容と同一のもの)又は事前協議に入っていることが証明できる書類の写し
- ④バイオ燃料認定研究開発事業、

小型家電リサイクル認定研究開発事業及びプラスチック資源循環研究開発事業については認定証の写し

- ⑤もし一般廃棄物処分業許可若しくは特別一般廃棄物処分業許可を持っている場合は、その許可証の写し

(2)助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

(3)応募方法

記入要領を参考に申請書類を作成し、上記の申請に必要な書

類とともに当財団(下記の応募先)に郵送して下さい。

(4)応募締切日

令和4年9月30日(金)当日消印有効

(5)注意事項

- 応募前の事前相談を行っております。必ずご連絡下さい。
- 採決の結果は、ご担当者にお知らせします。
- 採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。
- ご提出いただいた書類等は返却いたしません。
- 過年度に応募いただいた方の再応募も対象といたします。

※詳細は、当財団ホームページをご参照下さい。

<お問い合わせ先・応募先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 資源循環企画推進部(担当: 齋喜、遠藤)

TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156 URL : <https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

E-mail : info@sanpainet.or.jp

都道府県の 産廃対策

第39回

宮崎県

優良な産廃処理事業者を 増やしていくための取組について

宮崎県循環社会推進課

1 はじめに

宮崎県は、温暖な気候のもと、美しい海岸線や緑あふれる山々等、素晴らしい自然環境に恵まれている。これらを守り、次世代に引き継いでいくため、当課では、循環型社会の形成や生活環境の保全等に取り組んでいる。

その中でも、本稿では、これらの取組を促進するために行っている「優良な産廃処理業者を育成するための支援事業」について、紹介させていただきたい。

2 現状

優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を行政が認定するものであり、要件の一つ一つをクリアすることで、産廃処理事業者の信頼性が向上するとともに、不適正処理の危険性が少なくなる制度となっている。

本県においても、適正処理の推進や環境産業の底上げを図るため、認定事業者を増やしていきたいと考えており、令和元年度から、優良認定の取得に向けた支援制度を行っている。

3 課題

しかしながら、現在、本県に本店を有する産廃事業者のうち、優良認定を取得している事業者は、1.4%(14事業者(29許可))にとどまっている。

この原因としては、優良認定のメリットである許可期間の延長やそれに伴う事務手続・更新手数料の軽減等を大きなメリットとは感じていない事業者が多いこと、依然として、環境への取組は利益に直結するものではなく、優先順位が低くなりがちであること等があげられる。この傾向は、中小企業が多い本県においては、さらに顕著である

ものと考えている。

4 施策の方向性

そこで本県では、優良認定の取得を促進するために、これまでも行ってきた優良認定取得支援に加え、産廃処理事業者から見て、「顧客」に当たる排出事業者への働きかけを強めることで、優良な産廃処理事業者が顧客に選ばれやすい環境を作るとともに、選ばれるから、さらに環境配慮への取組を進めるという好循環を作っていきたいと考えている。

具体的には、宮崎県産業資源循環協会を通して、以下の事業を行っている。

5 取組① ～排出事業者への啓発強化～

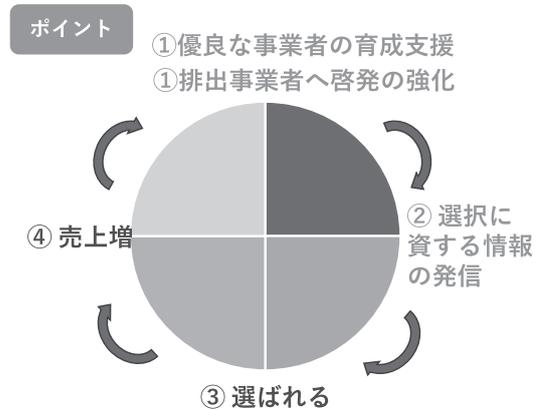
(1)背景

産業廃棄物の排出事業者は、自ら産業廃棄物を適正に処理す

取組① 産廃事業者から見て顧客となる排出事業者の意識変革に向けた啓発（排出者責任等を中心とした啓発）

取組② 排出事業者が処理の中身や質で産廃処理事業者を選択できるようにするため、産廃事業者の情報や優良な事業者の発信

取組③ 環境配慮に取り組む産廃処理事業者を財政的・技術的に支援



「選ばれるから環境配慮の取組をさらに進めるといふ流れの構築」

る責任があり、この責任は、産廃処理業者に処理を委託しても免れえるものではない。

そのため、排出事業者は、手配する産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要がある。しかし、中小企業の多い本県では、依然として、これまでの取引関係の有無や処理費用が安価な産廃処理業者が選ばれる傾向にある。

そこで、以下のような啓発活動を行っている。

(2) 具体的な取組

- ① 排出事業者講習会において排出者責任等の周知
- ② ポスターやリーフレット等を作成し、排出者責任等の周知



https://www.miyazaki-sanpai.com/yuuryou_nintei/manga.html

(宮崎県の事業者のみならず全ての排出事業者に係わる内容となっています。ぜひ御一読ください。)

③ 宮崎県産業資源循環協会において排出者責任（及び優良認定制度）に係るウェブ漫画を作成し、排出事業者等への啓発を行っている。掲載に当たっては、排出事業者が優良な事業者を選んだ場合とそうでない場合の

2つの結末を用意し、読者の選択でいずれかの結末に至るといふ、読者参加型の仕掛けを作った。また、コマの中に細かな描写に動きを持たせる等、読みやすく、興味を持たせる工夫を行った。

6 取組② ～事業者情報や 優良事業者の発信～

(1)背景

5の事業を通して、排出事業者が排出者責任について適正な理解をしたとしても、どの産廃処理事業者が廃棄物を適正に処理できる事業者であるか、外部からは中々分かりにくく、結局、処理の中身を比較することなく事業者を選択してしまうという課題があった。

そのため、以下のような、取組を行っている。

(2)具体的な取組

① 情報開示アドバイザーの派遣

派遣を希望する産廃処理事業者にシステムエンジニアを派遣し、ホームページの作成支援や「産廃情報ネットさんばいくん」の掲載に向けた支援を行う等、産廃処理事業者の情報発信を促し、排出事業者が安心して産廃事業者を選択できる環境の整備に努めている。

なお、この派遣は、優良認定の要件である「事業の透明性」を満たすことも目的としており、これまでに当該アドバイザーの派遣を受けた全ての事業者が、当該要件を満たすことができ

ている。

② 優良認定制度の発信

優良認定を取得した事業者は、一定程度、廃棄物を適正処理できる事業者であることが担保されており、排出事業者が安心して産廃処理事業者を選択するために参考となるものである。しかしながら、排出事業者においては、依然として優良産廃処理業者認定制度の認知率は低い状況にある。

そのため、以下の取組により、優良認定制度の周知を行っている。

(ア)ロゴマークの作成

文字での説明よりも画像の方が記憶に残りやすい性質があること等を踏まえて、同認定に係る本県独自のロゴマークを作成し、前述のポスターやリーフレット等での活用を行っている。

(イ)ロゴマーク使用規程の整備

優良認定を取得した事業者自身が、最も同制度を広報してくれる存在であるとの考えから、ロゴマークの使用規程を整備し、認定を受けた事業者は自由にロゴマークの使用がで

きることとした。

現在、優良認定を受けた事業者の多くが車輛等にロゴマークのステッカーを貼っていたり、名刺等へのロゴマークの掲載、営業時の話題作等に活用いただいている。



本県独自のロゴマーク

(ウ)本県では、月に2度、地元の新聞で県政情報の発信をしているが、この中で、優良認定制度に係る発信等を定期的に行っている。

(エ)その他、排出事業者講習会における説明やポスター・リーフレット等の作成、ホームページ等での紹介等を行っている。

(オ)産廃処理業の申請に当たっては、行政書士により申請が行われるケースも多いが、行政書士が申請書を作成するに当たって、優良認定の要件を確認するとと

もに、後述の県の支援制度を事業者に示してもらうことで、優良認定の取得促進が図られる可能性もある。そこで、行政書士会会員向けの研修会において制度の概要や後述の支援制度についての説明を行っている。

③ 優良認定事業者の発信

(ア) 本県ホームページにおいて、優良認定に係るページを設け、許可事業者一覧（検索システム）とは別に優良認定事業者の一覧を掲載している。

(イ) 優良認定の概要や認定を受けるメリット等についての現場の声を発信するため、優良認定を受けた事業者のインタビュー記事を宮崎県産業資源循環協会のホームページに掲載している。

ている。

そのため、宮崎県産業資源循環協会内に優良認定相談員を配置して、優良認定制度の概要や要件の内容、取得のための手続等、手厚い指導・助言等をしている。

(2) 財務体質改善アドバイザーの派遣(無料)

優良認定の要件である「財務体質の健全性」の取得支援として、希望者に中小企業診断士を派遣し、経営状況等や財務の分析・指導、今後の損益計画作成等、財務体質の診断・助言を行っている。

(3) 情報開示改善アドバイザーの派遣(無料・再掲)

優良認定の要件である「事業の透明性」の取得支援として、希望者にシステムエンジニアを派遣し、ホームページの作成支援や「産廃情報ネッ

トさんばいくん」への掲載に係る指導・助言を行っている。

(4) 電子マニフェストの使用説明会(無料)

優良認定の要件である「電子マニフェストを利用可能であること」の取得促進のため、排出事業者向けに電子マニフェストの使用説明会を開催している。

(5) エコアクション取得セミナーの開催(無料)

優良認定の要件である「環境配慮の取組」の取得促進のため、同制度の審査員を講師に招き、制度の概要、認証取得に向けたポイント、認証申請に必要な手続等の解説を行っている。

(6) 環境認証取得経費支援

優良認定の要件である「環境配慮の取組」の取得支援の

7 取組③ ～優良認定取得促進支援～

(1) 優良認定相談窓口の設置

産廃処理事業者には、優良認定制度の名称等は一定程度浸透しているものの、要件の中身や取得手続等の認知率は依然として低いものと認識し

<優良認定取得に向けた本県の支援メニュー>

優良認定取得要件	支援メニュー
1. 実績と遵法性	—
2. 事業の透明性	情報開示改善アドバイザーの派遣 (無料)
3. 財務体質の健全性	財務体質改善アドバイザーの派遣 (無料)
4. 電子マニフェスト	電子マニフェストの使用説明会 (排出事業者向け・無料)
5. 環境配慮の取組	エコアクション取得セミナーの開催 (無料) 環境認証取得経費支援 (補助率1/2、上限10万円)

ため、エコアクション21及びISO14001を新たに取得するために要した経費のうち、認証・登録に要する経費の支援を行っている(補助率2分の1以内(上限10万円))。

8 取組④ ～その他～

優良産廃処理業者認定推進委員会の開催

業界団体である宮崎県産業資源循環協会の会員自らが、優良認定制度の課題や取得促進のための手法等について検討する委員会を設置し、現場で事業を行う者の立場から、多くの有用な意見や提案をいただいている。

事業者自らが主体的に検討いただくことで、同協会を中心とした廃棄物処理事業者の高い意識の維持、継続に寄与するものでもあると考えている。

9 おわりに

以上、産廃処理事業者の優良認定取得促進に係る事業について、紹介させていただいたが、当然のことながら、本県が進めていきたいと考えている「優良な」産廃事業者とは、優良認定を取得している事業者だけではなく、ゼロエミッションやカーボンニュートラル等、環境負荷の少ない取組をしている事業者や環境産業の中核を担う産廃事業者として、職員一人一人が高

い意識を持って、業界全体を引っ張っていかうとする事業者等様々である。

本稿では、字数の関係で詳細な説明をすることはできなかったが、最後に本県で行っているこれらの事業についても簡単に触れさせていただく。

(1)人材育成支援の取組

人材育成と適正処理に係る技術力向上のため、県内産廃処理業者が、従業員に全国産業資源循環連合会、日本環境衛生センター等が実施する講座・検定などを受講させる際に、その費用の一部を補助。

- ・補助率：受講料、検定料は全額、旅費は1/2以内
- ・上限額：旅費は1人当たり4万円

(2)廃棄物再資源化施設整備費補助事業

循環型社会の形成に向けた廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進を図るため、廃棄物の再資源化又は再生利用に資する施設について、施設整備費の一部を補助。

- ・補助率：1/2以内(特定の施設以外は、1/3以内)
- ・上限額：1,500万円を上限(特定施設以外は、1,000万円を上限)

(3)みやざきリサイクル認定制度

一定の要件を満たしたリサイクル製品について、知事が認定し、利用拡大に向けて普及啓発を行っている。また、申請時に必要となる安全性検査について、その費用の一部を補助する。

- ・補助率：新規 1/2以内、更新1/3以内
- ・上限額：1件当たり10万円



認定製品のロゴマーク

(4)トラックスケール設置支援事業費補助

産業廃棄物税の課税の適正化と公正化を図ることにより産業廃棄物の排出抑制と適正処理を推進するため、産業廃棄物処理事業者がトラックスケールを設置する際に、その費用の一部を補助。

- ・補助率：1/2以内
- ・上限額：新設200万円、更新150万円、改修100万円を上限

環境行政の振り返りから 今後への期待

—JESCO山本昌宏特別調整役を招いて
第77回産廃懇話会を開催—

5月17日、第77回産廃懇話会を開催し、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の山本昌宏特別調整役(元 環境省環境再生・資源循環局長)から「環境行政の振り返りから今後への期待」と題する講演を聞くとともに懇談した。当日は産廃懇話会のメンバーやその会員企業の幹部など30名を超える参加者がオンライン等で会議に参加した。

山本昌宏特別調整役は、36年間にわたり環境行政に従事されてきたことを振り返ったうえで、産業界とかかわりの深かった仕事として以下の4点をあげ、具体的に掘り下げた説明を行った。

1. PCB廃棄物処理

- 17～19年目 環境事業団に出向し、環境省の看板施策、国策によるPCB廃棄物処理の立上げを担当
→JESCOが設立、全国5か所の高濃度PCB処理施設を立地
- 30～31年目 担当局総括課長として、処理期限遵守を制度的に担保すべく、PCB特措法を改正
- 33～35年目 担当局次長、局長として、処理完了に向けた立地自治体との調整
→昨年9月の環境大臣の処理継続要請へ
- 今年から JESCO職員として、処理完了に向けた実務を担当
→4月までに要請受入れ回答があり、処理完了への最終段階へ

- 今後の課題：処理完了後の受皿、低濃度PCB廃棄物の処理促進



山本特別調整役

2. 災害廃棄物対策

- 20年目 環境省リサイクル推進室にて、スマトラ沖地震の津波被害政府調査団に参加
- 27～29年目 担当課長として、東日本大震災の災害廃棄物を処理(3年間で概ね処理完了)、次の災害に教訓を活かすべく、有識者検討会を立上げ
- 30～31年目 担当局総括課長として、災害対策基本法+廃棄物処理法の改正
- 31年目 熊本地震の現地災害対策本部に派遣
- 33～35年目 担当局次長、局長として、激化する災害に対応(3度の非常災害対策本部)
- 今後の課題：巨大災害に備えた体制、関係者の連携の強化

3. プラスチック資源循環

- 20年目 制度企画室長として、廃棄物処理法を改正(廃プラ不適正輸出の規制強化等)
- 27～29年目 一般廃棄物の担当課長として、プラスチックの分別リサイクルや熱回収の在り方を模索
- 30～31年目 担当局総括課長として、容り

法の調整を通じ、個別リサイクル法の限界とプラスチック全体施策の必要性痛感

→全体施策は、中央環境審議会における循環基本計画改定の議論へ

→バーゼル法+廃棄物処理法改正によるスクラップ輸出規制、ヤード規制へ

・ 33年目 担当局次長として、循環基本計画にプラスチック資源循環戦略を明記

・ 34～35年目 担当局長として、バーゼル条約による廃プラ規制を共同提案、プラスチック資源循環戦略を策定

→関係者全体で目指す野心的なマイルストーンと基本施策の具体化

→プラスチック資源循環法へ

・ 今後の課題：プラスチック資源循環によるCEの牽引、資源循環施策全体の底上げ

4. 海の水環境問題

・ 23年目 閉鎖性海域対策室長として、既存の制度(環境基準と総量規制)の限界から、新たなビジョンと、生物中心の新たな基準作り(底層

DO、透明度)へ

・ 36年目 水・大気環境局長として、瀬戸内海環境保全特措法の改正、総量削減制度の見直し

→規制中心の制度から、水環境管理の制度への転換

・ 今後の課題：豊かな海の実現、水環境関連制度の見直し

山本特別調整役は、プラスチック資源循環や災害廃棄物対策などについての説明のなかで産業界との連携の必要性について触れ、「プラスチック資源循環戦略では目標という言葉を避け『マイルストーン』と表現した。特定の誰かに責任を負わせるのではなく、つくる人とつかう人を巻き込んで社会全体の変革を促すことが重要と考えた。産業界が自発的にそこに向かって頑張ることが、社会的に評価されるような環境を整えるという発想が重要だ」と述べた。

講演のあと、参加者との間で質疑応答が行われた。

改訂9版を発行予定（7月）



B5判・48頁 定価 1,100円(税込) 発行予定：2022年7月

【お申込先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当：塚本

TEL03-4355-0155 FAX03-4355-0156

(書籍の概要、購入方法の詳細等は財団ホームページを参照)

理事会・評議員会を開催

令和4年6月8日(水)に第42回理事会、同月23日(木)に第27回評議員会及び第43回理事会(書面)が開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

第42回理事会

- (1)第1号議案 「令和3年度事業報告」に関する件
- (2)第2号議案 「令和3年度収支決算」に関する件
- (3)第3号議案 「資産運用管理基準の一部改正」に関する件
- (4)第4号議案 「最高顧問並びに企画・運営委員会委員及び適正処理推進センター運営協議会委員の選任」に関する件
- (5)第5号議案 「評議員会の開催」に関する件
- その他 「代表理事及び業務執行理事の選定の方法等について」

なお、選任された最高顧問及び各委員会の委員は以下のとおりです。

「最高顧問の選任」

- (前任)杉森 務 前(一社)日本経済団体連合会 副会長
- (後任)小堀秀毅 現(一社)日本経済団体連合会 副会長

「企画・運営委員会委員の選任」

- (前任)高橋拓二 前(一社)日本ガス協会 環境

担当部長

(後任)奥田 篤 現(一社)日本ガス協会 エネルギー・環境マネジャー

(前任)遠矢 斉 前(一社)日本自動車工業会 安全・環境領域2部 担当部長

(後任)長谷川喜規 現(一社)日本自動車工業会 安全・環境領域2部 担当部長

(前任)西村 健 前 全国知事会 調査第三部長

(後任)鈴木 成 現 全国知事会 調査第三部長

(前任)福島雅樹 前 指定都市市長会 事務局 長

(後任)豊永太郎 現 指定都市市長会 事務局 長

「適正処理推進センター運営協議会委員の選任」

(前任)鈴木誠一 前(一社)住宅生産団体連合会 環境委員会委員

(後任)村井孝嗣 現(一社)住宅生産団体連合会 環境委員会委員

(前任)西村 健 前 全国知事会 調査第三部長

(後任)鈴木 成 現 全国知事会 調査第三部長

第27回評議員会

- (1)第1号議案 「令和3年度事業報告」に関する件
- (2)第2号議案 「令和3年度収支決算」に関する件
- (3)第3号議案 「評議員の選任」に関する件
- (4)第4号議案 「任期満了に伴う理事の選任」に関する件

報告事項 「最高顧問並びに企画・運営委員会委員及び適正処理推進センター運営協議会委員の選任」に関する件

なお、選任された評議員及び理事は以下のとおりです。

「評議員の選任」

- (前任) 椋田哲史 (一社) 日本経済団体連合会 専務理事
- (後任) 岩村有広 (一社) 日本経済団体連合会 常務理事

「任期満了に伴う理事の選任」

- (再任) 青木信之 全国都道府県議会議長会 事務総長
- (再任) 青山 周 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事

(再任) 伊吹隆直 (一社) 日本鉄鋼連盟 常務理事

(再任) 岩田元一 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事

(再任) 加藤幸男 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長

(再任) 関 荘一郎 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 理事長

(再任) 永井良一 (公社) 全国産業資源循環連合会 会長

(再任) 安元 豊 (一社) 日本環境衛生施設工業会 副会長

(再任) 吉村宇一郎 石油連盟 常務理事

第43回理事会(書面)

議案 「代表理事、及び業務執行理事(専務理事、常務理事)の選定」に関する件

以下のとおり、選定されました。

加藤幸男理事	代表理事(理事長)
岩田元一理事	業務執行理事(専務理事)
青山周理事	業務執行理事(常務理事)



産廃振興財団

ニューフェイス

田口 知孝(適正処理対策部)

今年4月に埼玉県庁より出向し、適正処理対策部適正処理対策室に配属されました田口と申します。

前年度は、埼玉県の産業廃棄物指導課で、主に不適正処理事案の指導業務を行っていました。入庁後、何度か異動がありましたが、産業廃棄物に関連する業務としては、処分業等の許認可業務や廃棄物の山の撤去業務、また、政令市の産業廃棄物所管課での業務等、幅広く経験させていただきました。



特に廃棄物の山の撤去は、最初に異動し、初めて携わった産業廃棄物に関する業務であったことからか、硫酸ピッチやタイヤの山も含め、強く印象に残っています。

適正処理対策室では、主に全国の廃棄物の山をはじめとした不適正処理事案に関する支援等の業務を実施しております。指導等をする立場から適正処理を支援する立場に変わりましたが、県で10年以上前に携わった撤去案件に財団の支援が関わっていたりすることに、不思議な縁を感じています。

今年度は、産廃特措法に関して最後の年となりますが、一方、昨年度の盛土問題を受け、新たに盛土に関する財政的な支援がスタートしました。加えて、高濃度PCB廃棄物の処分期限の年でもあります。このように、令和4年度は、当財団にとっても全国の産業廃棄物の処理のあり方についても大きな節目の時期になるのかと感じています。

昨今、各自治体や事業者様の皆様をはじめとした多くの方の適正処理の取組により、大規模な不適正処理事案はかつてより減少しつつも、小規模かつ広範囲なゲリラ投棄や、盛土問題等は、新たな喫緊の課題と言えます。このような課題にも取り組みつつ、適正処理の推進に取り組んでまいりたいと思います。



以前は、国内の神社仏閣を歩き回ったり、海外へ旅行したりが楽しみでしたが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で、すっかり遠ざかる日々が続いていました。現在、感染症は一定の収束を見せていますが、日常が戻れば、また色々なところを見て回りたいと願っています。全国の事案に関わった際は、その土地ならではの空気を少しでも感じられればとも密かに思っているところです。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

産業廃棄物処理業 経営塾

第18期（令和4年度）開塾!!

当財団では、産業廃棄物処理業の次代の経営者の育成を主目的として、平成16年度より経営塾を開講しています。これまでに延べ700名が卒塾し、今後の産廃処理業界を担っていく人材が、現在全国で活躍しています。

第18期は、全国から62名の塾生を迎え入れ6月15日に開塾し、約8ヶ月にわたるカリキュラムが始まりました。

昨年は新型コロナウイルスの猛威により、巷では緊急事態宣言が発令されている最中でした。そのため、全員リモートによる開塾式を余儀なくされま

したが、今年は新型コロナウイルスも落ち着いており、対面で開塾することができました。

開塾式では、まず当財団加藤理事長より、「昨年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い開催が危ぶまれたが、感染対策を徹底したうえで開催いたしました。今年は、新型コロナウイルスも沈静化しているので、昨年よりは安心感はあるが、引き続き注意を払っていきます。本塾では、経営におけるヒントや気づきを与えることができますと思います。皆さんは少しでも多く吸収し、全員が是非とも最後まで完走してください。塾生同士のつなが



第18期がスタート

りは宝物ですから、一人でも多くの塾生、関係者と交流を持って欲しいです」と挨拶がありました。

また、田中勝塾長(岡山大学名誉教授)からは、「昨年度の受講生は51名に対し、今年度は62名と歴代最多人数です」とはじめに説明がありました。その後、自分がアメリカで仕事をしていたころの体験談を交えて、塾生の皆様に激励の言葉を贈られました。



挨拶をする田中塾長

開塾式終了後、引き続き産業廃棄物処理事業概論として、田中塾長が「資源と環境を大切にする産廃処理業」と題して講義が行われました。

その後、森谷賢副塾長((公社)全国産業資源循環連合会専務理事)が「産業廃棄物処理業界 目の前のチャレンジ」と題して、次に長谷川雅巳副塾長((一社)日本経済団体連合会 環境・エネルギー本部長)が「資源循環に関する経団連の取組み」と題して、最後に岩田元一副塾長(当財団専務理事)が「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の簡単なお紹介」と題して、それぞれ20分ずつ講義を行いました。

例年講師の方々を招いて開塾懇親会を開催しておりましたが、今年度は次回講義後に、受講生と関係者のみが参加する質素な親睦会(懇親会)を開催することにしています。

(経営塾事務局)



講義をする森谷副塾長



講義をする長谷川副塾長



講義をする岩田副塾長

第18期産業廃棄物処理事業経営塾

- 開催期間
 - ・令和4年6月～令和5年1月(8ヶ月間)
- 講義等
 - ・講義数：26講義
 - ・合宿研修：グループ討議・発表(1泊2日) 2回
 - ・施設見学：東京スーパーエコタウン(城南島立地企業7社)

経営塾 OB会

企業

紹介

(株)ケイ・エム環境

営業部 経営塾17期生
宮田 駿

企業名 株式会社ケイ・エム環境

所在地 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1

代表者 代表取締役 宮田仁史

創業 平成6年4月

設立 平成6年4月

資本金 1,000万円

当社は、平成6年4月に埼玉県三郷市で有限会社ケイ・エム環境を設立。設立当初は、産業廃棄物収集運搬業で事業を始め、翌年8月に産業廃棄物処分業の許可を取得し、埼玉県吉川市で中間処理業を開始しました。

平成16年7月、組織変更に伴い株式会社ケイ・エム環境へ商号変更し、平成31年1月に埼玉県吉川市に本社移転して現在に至ります。

現在は、収集運搬を柱として、関東圏を中心に許可を取得し、東北方面や関西方面にも許可範囲

拡大して事業を展開しております。車種は2tアームロール車からフルトレーラー、10tパッカー車など特殊車種も揃えて、多様化するニーズの変化に応じることが出来るように、現在65台を保有しております。中間処理工場では、廃プラスチック類(減容)、木くず(破碎)、発泡スチロール(熔融)の処理で100%資源有効利用を目標に行っています。

当社は、地域住民の皆様、お取引先様の温かいご支援とご理解ご協力によって、来年30周年を



収集運搬車両



10tパッカー車



(株)ケイ・エム環境 本社

迎えます。昨今では、大量生産・大量消費から多品種少量生産の時代へシフトし、日本産業の空洞化・人手不足・働き方改革・感染症対策による生活変容と、時代はますます多様化する様相を呈しており、廃棄物業界におきましても様々な場面で

変化を迫られております。こうした時代の中、当社創業者が掲げた「常に一步前進・人の和・創意工夫」のキーワードを今一度見つめ直し、新しい時代の変化を捉え、事業活動を通じて社会により一層の貢献をして参ります。



工場内作業①



工場内作業②

新英エコライフ(株)

営業部次長 経営塾15期生
大嶋 貴雄

企業名 新英エコライフ株式会社

所在地 三重県四日市市午起2丁目5番23号

代表者 代表取締役 織田健一郎

創業 平成23年6月2日

設立 平成23年6月2日

資本金 2,000万円

当社は金属スクラップ業を営んでいる新英グループの産業廃棄物処理部門として平成23年6月に愛知県にて法人が設立され、令和3年5月に三重県四日市市に破碎・選別、破碎、圧縮の処分業許可を新規に取得し、営業を開始した非常に新しい会社です。

施設は敷地面積4,700㎡の中に、破碎・選別施設、破碎施設、圧縮施設及び中間処理後の後処理施設として光学式選別機を導入した複合産廃処理施設となっており、取扱品目は廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれ

き類、鋳さいの9品目です。

この施設は、

- ①地域トップクラスの処理能力を有した複合処理施設であること。(廃プラスチック類は各施設の処理能力を合算すると550t/日)
- ②漁網、ロープ等の破碎困難物を処理できる破碎施設の導入。
- ③グループ会社の本業である金属スクラップ業で培ったノウハウを用いて、廃棄物から金属スクラップの回収効率を向上させるため、また今後の課題となるプラスチックリサイクルを促進させるために、メタル、プラスチックの選別が可



四日市工場

能な光学式選別機を導入。
が特徴となっております。

従業員は全員、産廃未経験者で様々な不安の中、
操業を開始してきましたが、従業員全員が「みんな
で一から会社を作っていくんだ」という気持ち
で日々の業務に取り組んでおり。非常にチームワ
ークの良い組織になっています。

操業開始から、様々な成功体験や失敗を経験し、
5月でちょうど1年が経過しました。この1年で特

に意識したことは、グループの理念である【毎日
が宝探し】を合言葉に、日々の業務に加え、月1
回の会議や朝礼、昼礼で細かな業務指示、確認、
教育を行うことで「人財」の成長(発掘)、廃棄物か
ら資源「宝」の回収、様々な知識、経験の蓄積に努
めました。

今後は、「総合リサイクル企業」を掲げる新英グ
ループの一企業として「リサイクル率の向上」を目
標に従業員一同、努力していきます。



破碎・選別ライン



光学式選別機



破碎機



集合写真

「技術立国日本を支えるジュニアを育てよう！」

経営塾2期生 松菱 則嗣

この欄の依頼を受けた時、正直、今のマイブームのテニスの話にしようかと迷いましたが、こちらにしました。

地元の松戸市少年少女発明クラブの会長職を務めて今年で10年目を迎えました。商工会議所での異業種交流会がきっかけで仰せつかることになりました。

少年少女発明クラブとは、1974年に当時の公益財団法人発明協会会長でありましたソニー創業者の井深大氏の青少年育成プログラムの一環でスタートしたスキームで、現在全国で215のクラブが活動しています。我が松戸市少年少女発明クラブも今年で40周年の節目を迎えました。

設立も任意なクラブ形式ですが、発明協会の下部組織であり、しっかりした活動をしています。当クラブも、小中学生が在籍でき、主に土・日曜日に工作好きな子供たちが集まって、市内の小中学校の理科部会の先生方を中心とした方々の指導を受けて活動しています。毎年80名ほどの生徒が在籍し、今までに延べ3,000人を超える参加者となりました。2009年にはクラブ専用の建物が提供されるに至り、その建築設計も卒業生によってなされるという好循環を生んでおります。



東京2020パラリンピック聖火の火おこし
(松戸市WEBサイトより、左から4人目が筆者)



はじめはカッターやのこぎりを使ったことのない子供たちが、自分で設計し、部材を切り出し、組み立て、色塗りなどをしてデザインする。それを繰り返して自信を得た子たちは、自分の作りたいものを“0”から考えていく。そうやって子供たちはスパイラルアップしていきます。私も、毎年展示会やコンテストなどに顔を出し、子供たちの作品を目にしますが、その色使いや発想力に驚かされます。

毎年夏ごろから、秋に開催される子供版ロボコン『チャレンジ創造コンテスト』の全国大会への出場を目指して、チーム編成されます。毎年600チームほどエントリーされますが全国大会に出場できるのはたったの40チーム、その中でさらに2回目のパフォーマンスに進めるのは半分の20チームという極めて狭き門です。我がクラブのチームが全国大会に出場し、優秀な成績を取ると親御さんや指導の先生方とともに大喜びしてしまいます。

ここ3年ほどは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり残り残念ですが、今後の子供たちの活躍が楽しみでなりません。さらには、将来、ノーベル賞級の発見、発明者が出てくれないかと大きく期待している次第です。

私も、スポーツをやり、健康で長生きをして、末永く子供たちの育成にも携わっていきたくて考えております。皆様も地元で、日本の科学技術未来への種、ジュニア育成に是非お力添えをお願い致します。

開発化学工業(株)

編・集・後・記

1990年代初めのこと。立石会長に夕食をごちそうになった。場所はアメリカ大使館に近いレストラン。経団連の若手であれば参加は自由。当時、筆者は立石会長と仕事のつながりはなかったが、すき焼きにつられて参加した。狭い座敷は経団連の若手スタッフであふれていた。すごい人気だ。オムロンの立石信雄副会長(当時)その後、会長になられたので、本稿では会長は若手のど真ん中に陣取って会話を楽しんでいた。当時、オムロンは中国進出に力を入れていたことから、立石会長は中国人の「生」の情報を肌で吸収したかったらしい。「中国大使館の若手と話がしたい」というので、知人の邱国洪一等書記官(前韓国大使)をオムロンの東京本社に連れていった。

上海の浦東にオムロンが工場を建て開所式を行い、立石会長も訪中するというので、経済広報センター主催で上海の交通大学で講演をしていただくことになった。そのとき、たまたま飛び込みで筆者に面会にきた南開大学の俞辛焯教授から同大学の日本研究センターのビルが竣工したと聞いていた。南開大学は中国では重点大学で有名ながら、周恩来の母校という以外、日本で説明しにくい。また、日本人にとり天津は

北京の近くにあつて「いつでも行ける。でもめったに行くことのない直轄市」だった。上海のあと天津へ。立石さんは快諾された。

立石会長は南開大学日本研究センターの真新しいビルの会議室で講演を行った。教員、大学院生、学生などで超満員。立ち見が出るほどの大盛況だった。日本研究センターは建物はできたものの、中身がまだ乏しかった。これを知った立石会長は日本研究センターに毎年100万円相当の本を寄贈して下さった。

後日談。筆者が中国業務を離れる直前の4年ほど前、市政府の招きで天津を訪れた際、日本研究センターを20数年ぶりに訪問したところ、先方の所長がアルバムを持ち出してきた。立石さんの講演会の写真である。彼らにとって歴史の最初の1ページだった。

講演会のあと、南開大学は立石会長に感謝の意を表したいと内々に相談してきた。結果、当時はまだ希少だった「顧問教授」の学位授与となり、今度は経団連の事務総長以下で六本木の中国飯店でお祝いの会を開いた。宴たけなわのそのとき「青山さん、隣に中国大使館の人たちがいるよ」と店主がささやいた。ぱっと立ち上がって一人で見に行くと、武大偉公使(のちの朝鮮半島大使)らを見つけたので、中国語で一言「経団連の幹部がみな隣の部屋に来ている。一緒に来てもらいませんか」気さくさが持ち前の大使館幹

部は立石さんにお祝いの言葉を残してくれた(このときの筆者の動きに店主は驚いたと今も言う)。

天津のホテルのこと。立石会長は夕食後ラウンジで一杯やろうと誘ってくれた。お酒に吞まれて眠りこけている経団連役員のすぐ目の前で「うちの会社でちょっと勉強してみないか」とのお言葉。帰国後、隣の部の中村部長(のちの副会長兼事務総長)に立石会長のリップサービスかなと話をすると、「最近、立石会長に誘われて〇×商事の人がオムロンに移った」と真顔で言われたのが印象に残る。

磁石のように人が吸い寄せられる経営者。ご冥福をお祈りいたします。

産廃振興財団NEWS

2022.7 vol.30 No.107

発行日 令和4年7月25日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人
産廃廃棄物処理事業振興財団
〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-18

ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL (03) 4355-0155

FAX (03) 4355-0156

URL: <https://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

募集 令和5年度

産業廃棄物処理助成事業



助成事業とは……………

当財団では、産業廃棄物に関する3Rにつながる環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備、それらの起業化、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

★今回からプラスチック資源循環促進法の「プラスチック資源循環認定研究開発事業」も助成対象になりました。

助成事業の実施期間は 令和5年4月から1年間

事業の種類によっては、2年間継続して申請も可能です。

年間助成額は最高500万円

2年間継続して採用された事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募締切日 **令和4年9月30日** 金 当日消印有効

応募先、お問い合わせ先



公益財団法人 **産業廃棄物処理事業振興財団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156

E-mail : info@sanpainet.or.jp

担当：資源循環企画推進部



さんぱい助成

検索

●応募手続き、応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。